

令和の日本型学校体育構築支援事業委託要項

令和 7 年 4 月 1 4 日
スポーツ庁次長決定

1 趣旨

学校における体育活動は、体力向上、健康増進、競争心や協調性、他者を尊重する精神の涵養、人間関係の形成など、生涯にわたる豊かな生活を実現するための基礎が培われるものである。子供たちが運動やスポーツに親しむことができるようにするためには、体育の授業において運動の多様な楽しみ方を共有し、運動が苦手な子供をはじめ全ての子供にできる喜びを味わわせていくことが求められ、「令和の日本型学校体育」の構築に向けて、子供たちの安全・安心を確保し、技能差・体力差・体格差等に配慮しながら、個々の能力に適した指導・支援を行うことで、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育の授業改善を図る。

2 事業の内容

上記 1 に示した趣旨のもと、以下の 2 テーマについて実践研究及び課題の検証等を行うものとする。なお、各テーマの内容については以下のとおり。

(1) 共に学ぶ体育授業の指導方法の改善充実

体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、様々な児童生徒が共に学習する授業を行うにあたり、児童生徒それぞれに最適な学びの提供が実現できる体育授業設計の進め方について調査研究を行う。

(2) 多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化

中学校等の体育授業において、我が国の伝統文化である武道等の指導を充実するために、多様な武道種目の指導内容や指導方法等の工夫について実践研究を行うとともに、武道関係団体による中学校における多様な武道種目の実践の支援体制を強化するための取組等を実施する。

3 委託先

都道府県・指定都市教育委員会、大学及び法人格を有する団体

4 委託期間

原則として委託を受けた日から当該年度の 3 月 3 1 日までとする。

5 委託手続

(1) 団体等が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書等をスポーツ庁に提出すること。

(2) スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(3) 契約金額については、事業計画書の内容を勘案して決定するものとするので、契約予

定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

6 委託費

- (1) スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、保険料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。

- (2) スポーツ庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 完了（廃止等）の報告

団体等は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止・中止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8の事業完了（廃止・中止）報告書について検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) スポーツ庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) スポーツ庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体等は、委託業務の実施に当たり、研究成果の報告書の作成や報告会の開催等、対外的な発信をする際は、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

(7) この要項は、令和7年度以降に契約を締結する事業から適用する。